

廃棄物とは

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて処理されます。

同法第2条の（定義）で、『「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）』と規定されています。

※一般廃棄物

一般家庭から排出される家庭ごみや、事業所から排出される産業廃棄物以外のごみ。
法律では「産業廃棄物以外の廃棄物」と規定されています。

※産業廃棄物

事業活動に伴って排出される、法律で定める廃棄物。

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦ゴムくず、⑧金属くず、⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑩鉱さい、⑪がれき類、⑫ダスト類（ばいじん）、⑬紙くず、⑭木くず、⑮纖維くず、⑯動植物性残さ、⑰動物系固形不要物、⑱動物のふん尿、⑲動物の死体、⑳㉑までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、㉑までの産業廃棄物に該当しないもの（例：コンクリート固化物）

※⑬～㉑は業種の指定あり。

一般廃棄物

家庭系廃棄物

生活系廃棄物の分類

①ごみ

* 可燃ごみ … 生ごみ・紙類など

* 不燃ごみ … 金属・ガラス製品・陶磁器など

* 資源ごみ … びん（化粧品用は除く）・ペットボトル・
缶・缶詰・古着・紙類・自転車・
石油ストーブ（芯式）・廃食油

②し尿

③浄化槽汚泥

事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業
廃棄物以外の廃棄物

産業廃棄物

産業廃棄物

事業活動に伴って排出される、法律で定める
燃え殻、汚泥、廃油等 20 種の廃棄物

※一般廃棄物及び産業廃棄物に、それぞれ特別管理の区分が、例示のほかにあります。

瑞浪市が処分できる産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック、金属くず（一辺の長さ 1m 以下とする）、陶磁器くず、陶土くず、
ガラスくず、木くず、医療廃棄物（非感染性廃棄物であること）、ゴムくず（30 cm
以下に切断する）

(2) 産業廃棄物の処分

①埋立て処分

陶磁器くず、陶土くず、ガラスくず、金属くず、医療廃棄物

②焼却処分

廃プラスチック、ゴムくず、木くず